

広報広聴課長 様

八幡浜・大洲圏域感染症対策連携協議会事務局
(担当課長：八幡浜支局健康増進課長)

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	八幡浜・大洲圏域感染症対策連携協議会	
事務局（担当課）	八幡浜支局健康増進課 (担当) 感染症対策係長 竹内潤子 (内線) 6-505-0-313	
設置根拠	■ 法律 □ 条例 □ 要綱等 (名称) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
設置年月日	令和 5 年 10 月 1 日	
審議会・検討会等の内容	八幡浜・大洲圏域の感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等に関すること。	
公開・非公開決定(予定)日 (決定した会議開催日等)	令和 6 年 11 月 28 日	
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input type="checkbox"/> 公開 [<input type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開] <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	
公開・非公開に係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (名称)	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
医療措置協定の締結状況	協議内容に、当協議会委員の所属する医療機関の運営方針（患者の受入れ方針や外来・入院・院内感染等の状況など）等の情報の全部もしくは一部が含まれることから、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	1-（2）
八幡浜保健所における感染症対策の取り組み	説明内容に公表をしないことを前提に保健所へ報告された情報（圏域内の病院内・福祉施設内感染の状況等）が多く含まれていることから、公開にすることにより当該機関等の利益を害するおそれがあるため。	1-（2）
摘要	新たな決定	
	報告日	令和 7 年 1 月 17 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入して下さい。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入して下さい。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、「(1)-1」と記入して下さい。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入して下さい。